

削減目標量(試算値)と森林経営吸収に関する各国の状況

	削減目標量		森林経営吸収			森林面積		注)削減目標量は試算値であり、森林面積はFAOベースである。
	量	比率	比率	上限量	対日比	面積	対日比	
	MtC	%	%	MtC	日本=1	百万ha	日本=1	
日本	20	6	3.9	13.00	1.00	24	1.00	
カナダ	10	6	7.2	12.00	0.92	245	10.19	我が国の10倍の森林面積だが、3条4項上限は同程度である。素材生産も我が国の10倍程度あることを考えると、計上・報告しやすい森林に対象地を限定して対応することが可能と考えられる。
ロシア	0	0	4.0	33.00	2.54	851	35.47	基準年1990年以降に産業活動が停滞しているため、膨大な量の排出枠の余裕を抱えている。このため、森林経営の吸収量は約束達成の可否には直接は関わらないと考えられている。
EU15カ国	92	8	0.5	5.17	0.40	116	4.83	議定書4条により、加盟国が共同して削減目標を達成することを選択している。旧東ドイツに由来する排出枠の余裕があるため、約束の達成は比較的容易であると考えられている。 森林経営吸収量の第1約束期間への適用及び上限量については、COP6再開会合でようやく受け入れたが、森林経営を約束達成に用いることについては、途上国グループとともに一貫して否定的である。
(スウェーデン)	2	8	3.1	0.58	0.04	27	1.13	吸収量の比率や森林面積が我が国に一見似た国もあるが、森林面積あたりの算入吸収量はスウェーデン0.02(万tC/ha)、フィンランド0.007、オーストリア0.15であり、これらの国はカナダ0.05、ロシア0.04と同程度であり、我が国0.54とは大きな違いがある。
(フィンランド)	2	8	0.8	0.16	0.01	22	0.91	
(オーストリア)	2	8	3.0	0.63	0.05	4	0.16	
ニュージーランド	0	0	1.0	0.20	0.02	8	0.33	「気候変動に関する新たな政策」(2002年10月)において、原則として、第1約束期間においては、森林経営など3条4項の活動を選択しないことを決定。
オーストラリア	9	8	0.0	0.00	0.00	155	6.44	2002年6月、首相が、米国及び途上国の参加がなければ議定書を締結しない方針である旨を議会で発言。 (ただし、排出削減目標の達成には引き続き取り組むとの姿勢であり、新規植林及び植生回復に取り組むという政策を発表している。)